

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示	〇大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件	五二
	〇保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件	五三
	〇道路の区域を変更する件	五四
	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	五五
	〇福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件	五六
公 告	〇地方税法により特約業者の指定を取り消した件	五九
	〇大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件二件	五〇
	〇肥料の登録の有効期間を更新した件	五〇
	〇一般競争入札を行う件	五一
	福島県選挙管理委員会	五二
	〇不在者投票のできる施設として指定した件	五三

告 示

福島県告示第七百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 変更した事項

ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地一ほか

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

（変更後） 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

（変更後） 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十七年三月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十七年三月一日

四 届出年月日

平成三十年八月三十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル小名浜リスボ店 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番地四

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称)シテイ株式会社様貸店舗新築工事 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番三、五番四
(変更後) ヨークベニマル小名浜リスポ店 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番地
- 三 変更した年月日
平成三十年七月二十七日
- 四 届出年月日
平成三十年八月三十日
- 五 届出をした者
シテイ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡川内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月十四日から二週間一般の縦覧に供す る。

平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更後 の 別	(メートル)	(メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字山上 字長八内一八三番二地 先から 同 郡同 町大字山上 字竹貫田六九番一地先 まで	変更前	A 五・五〇 八一・〇〇	一、六一七・〇
		変更後	B 一一・〇〇 一一・〇〇	一、四八三・五
			B 一一・〇〇 九九・二二	一、四八三・五

(道路計画課)

福島県告示第七百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事 業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 白河市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(白河市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日
- 四 事業施行期間 昭和五十六年二月二十七日から平成三十五年三月三十一日まで(平 成三十年四月一日から平成三十年四月十九日までの期間を除く。)
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成三十年福 島県告示第三百八十五号)の事業地に白河市白坂石阿弥陀、十 三原道上及び中島の各一部の区域を加える。
同事業地のうち白河市十文字、夏梨、関辺日の出、向寺及び 金子平を削る。
同事業地のうち白河市転坂、南登り町、石切場及び高山の各 一部の区域を全部の区域に変更する。
同事業地のうち白河市立石、寺小路、豊年、八竜神、円明寺、 三本松山、白井掛下、老久保、東大沼、池下、西小丸山、西三 坂、東三坂山、影鬼越、十三原道下、上ノ原、飯沢、鶴巻山、 金勝寺、大観音前、関辺川前、関辺松並、白坂一里段、関辺引 目橋、関辺上ノ原、大鹿島前、大鳥居橋前、薄葉及び葉ノ木平 の各一部の区域を変更する。

(下水道課)

使用の部分 なし

福島県告示第七百九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月六日次のとおり指定した。
平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
福島地区交通安全協
会

福島地区交通 福島市上町七番三 平成三〇年一〇月一日から
安全協会 会 一号 平成三五年九月三〇日まで

長 羽田 ト 福島市上町七番三一 号(福島警察署東庁
舎内)
吉田商店
二本松市上川崎字矢
矧内四七番地
(出納総務課)

吉田 朝行 二本松市上川崎字 同
矢矧内四七番地 同

福島県告示第七百十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月九日次のとおり指定した。
平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
丸栄ふとん店
郡山市大町一丁目一
二番二号

片田 隆雄 郡山市大町一丁目 平成三〇年一〇月一日から
一二番二号 平成三五年九月三〇日まで

株式会社田村 田村市船引町船引 同
自動車教習所 字山ノ内一四九番
地の一

株式会社白河 白河市五番丁川原 同
自動車学校 一〇一番地五
学校

森合 典秀 いわき市植田町本 同
町三丁目八番地の
三

株式会社福陽 いわき市錦町上川 同
自動車教習所 田一九番地

株式会社平中 いわき市内郷小島 同
中央自動車学校 町天ノ田一五番地
の二

有限会社鍋屋 いわき市小名浜西 同
第一商事 町五番地の七

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同
組合 組合長 七五号

井出 孝利 福島市平字梅本一
五番地

株式会社福陽 いわき市錦町上川 同
自動車教習所 田一九番地

猪狩 由美 いわき市四倉町狐 同
塚字川田八二

株式会社福陽 大浦簡易郵便局
いわき市四倉町狐塚
字川田八二
(出納総務課)

福島県告示第七百十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年七月二十七日次のとおり指定した。
平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地
株式会社昭和堂
白河市愛宕町四四
番地

株式会社昭和 白河市愛宕町四四 平成三〇年一〇月一日から
堂 番地 平成三五年九月三〇日まで

株式会社白河自動車 白河市五番丁川原一
学校

福島県告示第七百十二号
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年七月三十一日次のとおり指定した。
平成三十年九月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 株式会社東南 白河市東釜子字古 平成三〇年一〇月一日から
 自動車学校 峯内九八番地 平成三五年九月三〇日まで
 学校 白河市東釜子字古峯
 内九八番地
 (出納総務課)

及び所在地

福島県告示第七百十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月二日次のとおり指定した。
 平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成三〇年一〇月一日から
 組合 組合長 七五号 平成三五年九月三〇日まで
 井出 孝利 喜多方市松山町鳥見
 山字下天神六番地三
 (出納総務課)

及び所在地

福島県告示第七百十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月七日次のとおり指定した。
 平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 渡部 浩信 耶麻郡猪苗代町字 平成三〇年一〇月一日から
 町尻三四五のイ 平成三五年九月三〇日まで
 耶麻郡猪苗代町字芦
 原五八の四
 (出納総務課)

及び所在地

福島県告示第七百十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月二十日次のとおり指定した。
 平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称

有限会社関業 会津若松市西栄町 平成三〇年一〇月一日から
 品商会 六番三二号 平成三五年九月三〇日まで
 関善吉薬局 会津若松市川原町二
 番一三号
 (出納総務課)

福島県告示第七百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月二十三日次のとおり指定した。
 平成三十年九月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 有限会社たは 南相馬市原町区北 平成三〇年一〇月一日から
 ら 長野字北原田三〇 平成三五年九月三〇日まで
 五番地の二 南相馬市原町区北長
 野字北原田三〇五番
 地の二
 有限会社大越 双葉郡広野町大字
 下北迫字苗代替五
 六番地の五七
 (出納総務課)

及び所在地

公 告

公告第二百二二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、
 次のとおり特約業者の指定を取り消した。
 平成三十年九月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
柴田石油販売有 限会社	柴田 卓也	福島市松木町一三番地一 六号	平成三〇年七月三 一日

(税 務 課)

公告第二百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千五百十平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年七月二十三日
- 五 届出年月日
平成三十年八月三十日
- 六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県南生活協同組合 福島県白河市字天神町七五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千三百十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九百八十八平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年十一月二十一日
- 五 届出年月日
平成三十年八月三十日
- 六 届出をした者
白河醸造株式会社

（商業まちづくり課）

公告第二百五十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成三十年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限			
			窒素全量	りん酸全量	加里全量					該当なし。	三和油脂株式会社	山形県天童市一日町四丁目1番2号
			2.5	5.5	2.3							

（農業総合センター）

公告第206号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年9月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 小型除雪車（1.3m級） 1台
イ 小型除雪車（1.0m級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所

ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
イ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年10月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年10月5日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年9月14日（金）から同年10月5日（金）まで（土曜日、日曜日、同年9月17日及び同月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙22枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年9月21日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年9月21日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成30年10月26日（金）午後1時 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成30年10月26日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Small Snow Plow (1.3m class) 1unit
 - ② Small Snow Plow (1.0m class) 1unit
 - (2) Time-limit of tender(by hand) :
 - ① 1:00 p.m., 26 October 2018
 - ② 1:30 p.m., 26 October 2018
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 October 2018
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四條、第百十七條若しくは第百八十四條において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年九月五日次のとおり指定した。
平成三十年九月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の所 在 地
ふれあいホーム	二本松市安達ヶ原五丁目六番地一